

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和6年7月29日

横浜市契約事務受任者  
下水道河川局長 遠藤 賢也

1 契約の概要

南部汚泥資源化センター送泥管緊急対策工事(その1)

2 履行(納品)場所

磯子区磯子二丁目29番28号地先

3 契約日

令和6年5月24日

4 履行日又は履行期間

契約締結の日から令和6年6月28日まで

5 契約金額

¥1,012,000.- (うち消費税及び地方消費税額 ¥92,000.-)

6 契約の相手方(名称及び所在)

栄産業有限会社

取締役 谷口 敦

磯子区栗木1-6-36

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

本工事の施工対象となる新磯子磯子線送泥管に破損が生じ道路面から汚泥が漏洩しました。緊急に復旧しないと受送泥設備間の汚泥移送ができなくなり、南部汚泥資源化センター所管施設の汚泥処理が停止して市民生活に重大な支障を及ぼす恐れがあるため、緊急に送泥機能の安定化を図るものです。

当該送泥管は南部水再生センターから磯子ポンプ場へ汚泥を移送するものであり、本件に起因する漏洩事故を防ぐため、緊急で施工を請けることが可能な事業者と随意契約を行う必要がありました。

8 契約の相手方の選定理由

横浜市建設業協会磯子区会と協議を行い、磯子区会長であり当該現場状況を熟知し

早急な工事に対応できる栄産業有限会社を契約の相手方として選定しました。

## 9 所管課

下水道河川局下水道施設部南部下水道センター